平成２３年（フ）第１７１２３号
埼玉県さいたま市浦和区神明１丁目19―３
南浦和ガーデンハウスＡ棟101
債務者　鈴木　愛子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１２４号
東京都豊島区千早３丁目11―１―201
債務者　苑田　謙一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１２５号
東京都立川市幸町２丁目14―３
債務者　西村　陽子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１３４号
東京都板橋区小茂根１丁目28―14　ドリームＳ203
債務者　佐藤　勝義
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１４０号
東京都江戸川区南葛西１丁目８―23―102
債務者　横山　亮三
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１４１号
東京都江戸川区中央１丁目24―16―105
債務者　佐々木美樹
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８９３号
横浜市西区東久保町24番25号
債務者　石田　真一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８６号
横浜市港南区港南台４丁目５番14―406号
債務者　田畑　友未（旧姓安齊）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4892番地１メゾンクロノス102、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1888番地15　アンソレイエ204
債務者　新井美智子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１１６８号
東京都青梅市河辺町９丁目７番地の６アンビシャスアベニュー河辺102号
債務者　神澤　重則
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９６５号
横浜市港南区港南２丁目２番11号　福富ハイツ202号
債務者　小谷　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６９号
静岡県静岡市清水区草薙１丁目17番１号、旧住所静岡県焼津市焼津６丁目５番55号　ヴェルディ焼津203
債務者　山本　規之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８９６号
東京都北区堀船１丁目34―17―301
債務者　山口　　護
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９８５号
東京都葛飾区東金町３丁目28―５―201
債務者　原口　裕之
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９９４号
埼玉県三郷市彦成１丁目311
債務者　中嶋　　功
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部